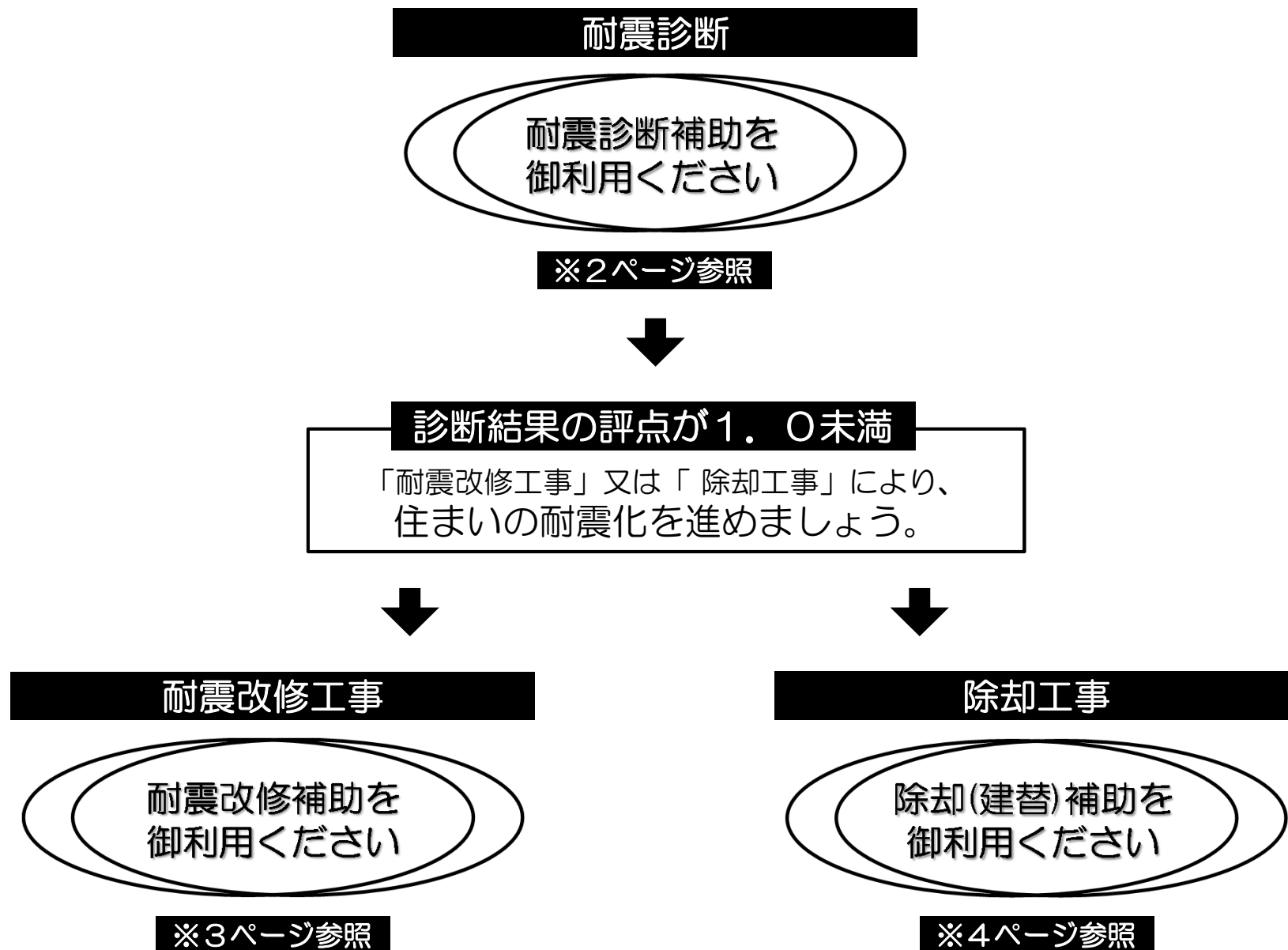


耐震改修工事等の補助制度について

木造住宅の「耐震診断・耐震改修・除却」を支援します。



耐震診断への補助制度について

「伊勢原市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱」に基づき、木造住宅の耐震診断に補助します。要綱は、市のホームページ等で御覧になれます。詳細は、伊勢原市建築住宅課にお問合せください。

(TEL: 0463-94-4790 担当課: 都市部 建築住宅課 営繕係)

診断への補助額

耐震診断への補助額は、次のとおりです。

補助率: 10/10 補助限度額: 10万円

対象となる建築物

補助の対象は、次の要件を全て満たす木造住宅です。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築したもの
- (2) 増改築した床面積が延面積の1/2未満のもの
- (3) 一戸建住宅又は併用住宅（併用部分の床面積が延面積の1/2未満）
- (4) 2階建以下で、在来軸組工法のもの

御利用できる方

補助制度を御利用できる方は、次の要件を満たす方です。ただし、市税を滞納している方は御利用できません。

- (1) 上記の「対象となる建築物」を所有し、居住している方(*1)

申込に必要な書類

申請書(市様式)に次の書類を添付してください。

- (1) 住民票の写し
 - (2) 建築確認通知書の写し
 - (3) 市税納付状況調査同意書(市様式)
 - (4) 承諾書(市様式) *配偶者又は一親等の親族の方が申込をする場合
- ※(1)~(4)の書類以外に建築士が添付する書類があります。

*1 所有者が居住していない場合は、市へ御相談ください。

補助制度の流れ(耐震診断)

1. 事前相談 申請者 → 市

必ず市役所窓口にて事前相談してください。
(窓口は、市役所2階 10番窓口 建築住宅課です。)

2. 建築士の決定 申請者 → 建築士

耐震診断を行う建築士を決めて、見積を依頼してください。
なお、建築士は県等の講習会を修了した方としてください。

3. 申込手続 申請者 → 市

申請書(市様式)に必要な書類を添付し、市へ提出してください。
(窓口は、市役所2階 10番窓口 建築住宅課です。)

4. 決定通知 市 → 申請者

申請書類の内容を審査し、対象となる申請者へ決定通知書を送付します。
(決定通知書を送付するのに1週間ほどかかります。)

5. 診断の実施 申請者 ↔ 建築士

決定通知書が届きましたら、建築士の方へ診断をお願いしてください。
診断内容については、建築士の方へ御確認ください。

6. 完了報告 申請者 → 市

報告書(市様式)に必要な書類を添付し、市へ提出してください。
(窓口は、市役所2階 10番窓口 建築住宅課です。)

7. 補助金の交付 市 → 申請者

報告書類の内容を審査し、対象となる申請者へ確定通知書を送付します。
(確定通知書の送付には1週間ほどかかります。)
また、申請者へ交付金をお支払します
(交付金の口座振込には1か月ほどかかります。)

耐震改修工事への補助制度について

「伊勢原市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱」に基づき、木造住宅の耐震改修工事に補助します。要綱は、市のホームページ等で御覧になれます。詳細は、伊勢原市建築住宅課にお問合せください。

(TEL: 0463-94-4790 担当課: 都市部 建築住宅課 営繕係)

改修への補助額

改修工事への補助額は、次のとおりです。

補助率: 1/2 補助限度額: 50万円(*1)

対象となる建築物

補助の対象は、次の要件を全て満たす木造住宅です。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築したもの
- (2) 増改築した床面積が延面積の1/2未満のもの
- (3) 一戸建住宅又は併用住宅(併用部分の床面積が延面積の1/2未満)
- (4) 2階建以下で、在来軸組工法のもの
- (5) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの

御利用できる方

補助制度を御利用できる方は、次の要件を満たす方です。ただし、市税を滞納している方は御利用できません。

- (1) 上記の「対象となる建築物」を所有し、居住している方(*2)

申込に必要な書類

申請書(市様式)に次の書類を添付してください。

- (1) 住民票の写し
 - (2) 建築確認通知書の写し
 - (3) 市税納付状況調査同意書(市様式)
 - (4) 承諾書(市様式) *配偶者又は一親等の親族の方が申込をする場合
- ※(1)~(4)の書類以外に業者等が添付する書類があります。

*1 緊急輸送道路等に接する沿道木造住宅の場合は、補助額が割増される場合があります。

*2 所有者が居住していない場合は、市へ御相談ください。

補助制度の流れ(耐震改修工事)

1. 事前相談 申請者 → 市

必ず市役所窓口にて事前相談してください。
(窓口は、市役所2階 10番窓口 建築住宅課です。)

2. 業者等の決定 申請者 → 業者等

改修工事を行う業者を決めて、見積を依頼してください。
なお、県等の講習会を修了した建築士に工事監理を依頼してください。

3. 申込手続 申請者 → 市

申請書(市様式)に必要な書類を添付し、市へ提出してください。
(窓口は、市役所2階 10番窓口 建築住宅課です。)

4. 決定通知 市 → 申請者

申請書類の内容を審査し、対象となる申請者へ決定通知書を送付します。
(決定通知書を送付するのに1週間ほどかかります。)

5. 改修の実施 申請者 ↔ 業者等

決定通知書が届きましたら、業者の方へ改修をお願いしてください。
改修内容については、建築士の方へ御確認ください。

6. 完了報告 申請者 → 市

報告書(市様式)に必要な書類を添付し、市へ提出してください。
(窓口は、市役所2階 10番窓口 建築住宅課です。)

7. 補助金の交付 市 → 申請者

報告書類の内容を審査し、対象となる申請者へ確定通知書を送付します。
(確定通知書の送付には1週間ほどかかります。)
また、申請者へ交付金をお支払します
(交付金の口座振込には1か月ほどかかります。)

除却工事への補助制度について

「伊勢原市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱」に基づき、木造住宅の除却工事に補助します。要綱は、市のホームページ等で御覧になれます。詳細は、伊勢原市建築住宅課にお問合せください。

(TEL: 0463-94-4790 担当課: 都市部 建築住宅課 営繕係)

除却への補助額

除却工事への補助額は、次のとおりです。

補助率: 1/2 補助限度額: 25万円(*1)

対象となる建築物

補助の対象は、次の要件を全て満たす木造住宅です。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築したもの
- (2) 増改築した床面積が延面積の1/2未満のもの
- (3) 一戸建住宅又は併用住宅(併用部分の床面積が延面積の1/2未満)
- (4) 2階建以下で、在来軸組工法のもの
- (5) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの

御利用できる方

補助制度を御利用できる方は、次の要件を満たす方です。ただし、市税を滞納している方は御利用できません。

- (1) 上記の「対象となる建築物」を所有し、居住している方(*2)

申込に必要な書類

申請書(市様式)に次の書類を添付してください。

- (1) 住民票の写し
- (2) 建築確認通知書の写し
- (3) 市税納付状況調査同意書(市様式)
- (4) 承諾書(市様式)(配偶者又は一親等の親族の方が申込をする場合)
- (5) リサイクル法に基づく届出書の写し(床面積80㎡以上の場合)
- (6) 除却工事への同意書*所有者が複数の場合又は異なる場合

※(1)~(6)の書類以外に施工業者等が添付する書類があります。

*1 緊急輸送道路等に接する沿道木造住宅の場合は、補助額が割増される場合があります。

*2 所有者が居住していない場合は、市へ御相談ください。

補助制度の流れ(除却工事)

1. 事前相談 申請者 → 市

必ず市役所窓口にて事前相談してください。
(窓口は、市役所2階 10番窓口 建築住宅課です。)

2. 業者等の決定 申請者 → 業者等

除却工事を行う業者を決めて、見積を依頼してください。
なお、県等の講習会を修了した建築士に工事監理を依頼してください。

3. 申込手続 申請者 → 市

申請書(市様式)に必要な書類を添付し、市へ提出してください。
(窓口は、市役所2階 10番窓口 建築住宅課です。)

4. 決定通知 市 → 申請者

申請書類の内容を審査し、対象となる申請者へ決定通知書を送付します。
(決定通知書を送付するのに1週間ほどかかります。)

5. 除却の実施 申請者 ↔ 業者等

決定通知書が届きましたら、業者の方へ除却をお願いしてください。
除却内容については、建築士の方へ御確認ください。

6. 完了報告 申請者 → 市

報告書(市様式)に必要な書類を添付し、市へ提出してください。
(窓口は、市役所2階 10番窓口 建築住宅課です。)

7. 補助金の交付 市 → 申請者

報告書類の内容を審査し、対象となる申請者へ確定通知書を送付します。
(確定通知書の送付には1週間ほどかかります。)
また、申請者へ交付金をお支払します
(交付金の口座振込には1か月ほどかかります。)